

新庁舎建設工事



躯体工事を進めています

写真レポート

建物1階に引き続き、建物2階部分の鉄筋型枠、コンクリート工事を進めています。



new town hall



お知らせ

コミュニティ助成事業
第9行政区 宝くじ助成で神輿を修復

第9行政区では、(一財)自治総合センターが宝くじの収入を財源に行っている「コミュニティ助成事業」を利用して、神輿の修復および大太鼓、小太鼓を購入しました。全国で販売される宝くじの収益金の一部は、こうした地域の活性化のために使われています。

問合せ 行政安全係
☎内線122

人間ドックおよび脳ドックを受けられたかたへ助成金を支給します。

対象者 国民健康保険または後期高齢者医療加入者

助成金額

- 日帰り人間ドック 15,000円
- 脳ドック 15,000円
- 1泊人間ドック 20,000円

必要書類

保険証、領収書、検診結果報告書、特定健診受診券または後期高齢者健診受診券(※5月頃配布)、認め印、振込先口座の確認ができるもの

注意事項

年度内に複数回受けた場合も助成されるのは1回のみです。また、脳ドックの助成は5年に1回です。なお、人間ドックと同時に頭部MRIや頭部MRAを実施した場合は、脳ドック助成となりません。

※6月から行われる特定健診および後期高齢者健診を受けた場合、人間ドックの助成は

お知らせ

人間ドック助成制度(健康エンジョイポイント対象)
助成制度を活用ください

受けられなくなりません。

◆人間ドック助成必須項目

診察	質問(問診)	
	計測	身長
質問(問診)	腹囲	肥満度
理学所見(身体観察)	血圧	中性脂肪
脂質	HDLコレステロール	LDLコレステロール
肝機能	AST(GOT)	ALT(GPT)
代謝系	γ-GTP	空腹時血糖
血液一般	ヘモグロビンA1C	ヘマトクリット値
尿・腎機能	赤血球数	血色素測定
心機能	尿タンパク	12誘導心電図
眼底検査	—	—

◆脳ドック助成必須項目

問診	頭部MRI
診察	頭部MRI
問診	頭部MRI
診察	頭部MRI

【入札結果】 予定価格が250万円を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 ☎内線132

執行日	件名	場所	予定価格(税抜)設計金額(税抜)	最低制限価格(税抜)	落札金額(税抜)	落札率	落札者
2月26日(月)	一般廃棄物収集運搬業務委託(平成30年度)	町内全域	3,364万円	—万円	2,292万円	68.1%	楠井上興業
2月26日(月)	資源物収集運搬業務委託(平成30年度)	町内全域	2,705万円	—万円	1,993万円	73.7%	ウム・ヴェルト㈱
3月1日(木)	板倉町役場庁舎建設事業 造成工事 第2期工事	板倉地内	4,594万円	3,215万円	4,450万円	96.9%	板坂田建設
3月1日(木)	板倉町役場庁舎建設事業 外構工事	板倉地内	8,654万円	6,057万円	8,300万円	95.9%	福地建設㈱

夏の大イベント「板倉まつり」を盛り上げていただける新規参加団体を募集します。

参加を希望されるかたは問合せ先に電話でお申し込みください。なお、前回参加申し込みされた団体の代表者には、事務局より後日通知をお送りします。

開催日 8月4日(土)

※小雨決行、荒天の場合は中止

場所 板倉東洋大前駅西口周辺 募集部門



お知らせ

第34回板倉まつり
新規参加団体を募集



ステージ発表 ステージでの民謡や民舞・フラダンス・和太鼓の演奏など

パレード 会場内でのお囃子や神輿・山車などの練り歩きなど

アトラクション(模擬店など) 物品販売や体験型イベントなど

申込み締切日 4月24日(火)

申込み・問合せ 板倉まつり運営委員会事務局(商工観光係)
☎7014040

お知らせ

後期高齢者医療制度
平成30・31年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律により2年に一度見直すこととされています。平成30・31年度の保険料率が、群馬県後期高齢者医療広域連合議会において次のとおり決定しました。

●保険料率(平成30・31年度)

- 均等割額 43,600円
- 所得割額 8・60%
- 限度額 62万円

●保険料の軽減内容

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が、次の表の条件に該当する場合には、均等割43,600円の1部が軽減されます。

軽減割合	軽減該当条件
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の所得が「0円」ときのとき(ただし公的年金控除額は80万円とします)」
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)以下のとき」
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+27万5千円×世帯の被保険者数」以下のとき(改正)
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+50万円×世帯の被保険者数」以下のとき(改正)

所得割額の軽減

制度の持続性を高めるとともに、世代間・世代内の負担の公平と、負担能力に応じた負担を求める観点から特例軽減制度が見直され、平成29年度をもって廃止となりました。

被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療の資格を得た日の前日に、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人の保険料は均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

※均等割額の軽減にも該当する場合は、どちらか軽減割合の大きい方が適用されます。

問合せ

- 保険料改定に関すること 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027125617116
- 保険証に関すること 保険医療係 ☎内線322
- 保険料の賦課に関すること 住民税係 ☎内線212

土地や家屋の価格を知ることができます

4月2日(月)～5月31日(木)まで、町内の土地・家屋の価格などが記載されている縦覧帳簿を見ることが出来ます。

これにより、自分の資産評価額が適正なのかどうかを町内の他の資産と比較・確認することが出来ます。

縦覧対象者

町内に土地建物を所有している固定資産税納税義務者のかたおよびその代理人のかた

※代理人は、所有者の家族の場合であっても委任状が必要です。

縦覧内容

①土地(所在・地番・地目・地積・評価額)

②家屋(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額)

縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)

※土日、祝日を除く

時間 午前9時～午後5時

縦覧場所 役場第2庁舎 戸籍課 資産課

持参するもの

身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるもの)

問合せ 資産課係 ☎内線215・216